

事業者排出量削減報告書

(宛先) 京都市長		平成24年 7月 25日					
報告者の住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地) 大阪市阿倍野区阿倍野筋1-1-43		報告者の氏名 (法人にあっては、名称及び代表者名) 株式会社 近鉄百貨店 代表取締役社長執行役員 飯田 圭児 電話 06-6624-1111					
主たる業種	百貨店業	細分類番号	5	6	1	1	
事業者の区分	京都市地球温暖化対策条例第2条第1項第6号	<input checked="" type="checkbox"/> ア <input type="checkbox"/> イ又はウ <input type="checkbox"/> エ					
計画期間	平成23年4月から平成26年3月まで						
基本方針	省エネ法でも掲げているエネルギー使用量の対前年比1%削減を目標とする。そのために二酸化炭素削減を図る設備更新を進めていく。						
計画を推進するための体制	桃山店長を委員長とし、営業推進課長を事務局とする環境委員会において、実施計画を策定し、エネルギー使用の削減に取り組む。						
温室効果ガスの排出の量	温室効果ガスの排出の量	基準年度 (20~22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率	
	事業活動に伴う排出の量	4,123.0 トン	3,869.0 トン	トン	トン	-6.2 パーセント	
	評価の対象となる排出の量	4,191.6 トン	3,869.0 トン	トン	トン	-7.7 パーセント	
実績に対する自己評価		関西電力管内の電力需給の逼迫が予想され節電対策を講じたため6%以上の削減となった。					
原単位当たりの温室効果ガス排出量等	事業の用に供する建築物の用途	原単位の指標	基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	増減率
	百貨店	事業活動に伴う排出の量 (売場面積×時間×日数×1/1000)	11.41	10.72			-6.05 パーセント
		事業活動に伴う排出の量 ( )					パーセント
実績に対する自己評価		関西電力管内の電力需給の逼迫が予想され節電対策を講じたため原単位あたりについても6%以上の削減となった。					
重点的に実施する取組の実施状況		基準年度 (22)年度	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考	
		42.0 パーセント	42.0 パーセント	パーセント	パーセント		
具体的な取組及び措置の内容	(23)年度	不要な照明を土日祝日を除く平日のみ消灯し電気使用量を削減する。					
	(24)年度						
	(25)年度						
通勤における自己の自動車等を使用することを控えさせるために実施した措置	措置の内容	公共の交通機関を利用する場合のみ通勤費を支給している。					
	上記の措置を実施した結果に対する自己評価	自家用車での通勤を社員就業規程で禁止している。					
森林の保全及び整備、再生可能エネルギーの利用その他の地球温暖化対策により削減した量	区 分	第1年度 (23)年度	第2年度 (24)年度	第3年度 (25)年度	備考		
	森林の保全及び整備によるもの	トン	トン	トン			
	地域産木材の利用によるもの	トン	トン	トン			
	再生可能エネルギーを利用した電力又は熱の供給によるもの	トン	トン	トン			
	グリーン電力証書等の購入によるもの	トン	トン	トン			
	温室効果ガス排出量の削減又は吸収の量によるもの	トン	トン	トン			
合 計	0.0 トン	0.0 トン	0.0 トン				
地球温暖化対策に資する社会貢献活動	エコ包装をお客様にお奨めしたり、再生紙の利用、裏紙のコピー使用などで紙類を削減。また、こまめな消灯、照明の間引きを行い電気使用を削減している。						
特記事項	別途、委任状提出あり						

注 1 該当する口には、レ印を記入してください。特定事業者以外で自主参加される事業者の方は、レ印の記入は不要です。  
 2 「細分類番号」とは、統計法第2条第9項に規定する統計基準である日本標準産業分類の細分類番号をいいます。  
 3 「基準年度」とは、計画期間の前年度又は計画期間の前の三年度の事業活動に伴う排出の量又は原単位の数値の平均をいいます。  
 4 「増減率」とは、基準年度と比較した計画期間の平均の増加又は減少の割合をいいます。